

# 鎌倉時代の検非違使

宮崎 康 充

はじめに

平安初期の弘仁年間に設置された検非違使は、次第に職務を拡大して、洛中の警察・司法・行政を管掌する重要な機構となり、室町幕府成立期に至るまで、その実質を保持していたとされる。それ故に、検非違使については従来より数多くの研究がなされてきている。これらは五味文彦氏が論文「使庁の構成と幕府―十二―十四世紀の洛中支配―」<sup>(1)</sup>の中で、大きく三つに分類されて要領よく整理され、さらに中原俊章氏が論文「検非違使と『河』と『路』」<sup>(2)</sup>で補足されている。

このうち五味氏が第一番目に分類された中に含まれる検非違使の官職構成・人事配置に関する研究も数多くなされてきているが、検非違使の活動現場での中心である尉・志クラスの考察に集中する傾向があり、検非違使庁の上部構造に関する研究はそれほど多くはない。とりわけ検非違使佐については殆ど無視されるに等しい状況であった。筆者は前に十一・二世紀の検非違使佐について検討を加え、<sup>(3)</sup> 検非違使別当と検非違使佐は行事所の上卿と行事弁のような関係にあり、実務官僚たる佐は検非違使庁の組織運営を管掌して

いたことを述べた。

本稿では平安後期におけるこのような使庁の運営のあり方が、鎌倉幕府の成立によって如何に変化したのか、あるいはそれほど変化しなかったのか、鎌倉期における使庁の運営状況について検証を試みるものである。

## 一、検非違使別当

先ず検非違使別当について検討を加えるが、本稿では、源頼朝に対するいわゆる十月宣旨の下された寿永二年（一一八三）から後鳥羽院政の終結する承久三年（一二二二）までを鎌倉前期。承久の乱後に行われた最初の本格的院政である後嵯峨院政の終わる文永九年（一二七二）までを鎌倉中期。それ以降、鎌倉幕府の滅亡する元弘三年（一三三三）までの両統迭立期を鎌倉後期として見ていくこととしたい。

右の対象期間における別当在職者は表①②③の如くで、表③の吉田冬方<sup>(4)</sup>以外の任免は概ね『公卿補任』によるものであるが、還補された者をも数えると、合計一〇八名に達する。これらを一瞥すると、後白河・後鳥羽院政期に相当する鎌倉前期と、それ以降の中・後期とでは、その補任傾向にかなりの

差異が認められる。すなわち、前期においては、後に「源博陸」と称される程の権勢を振るった村上源氏の土御門通親と、その子弟とで六名も補任されているのが目立つが、それ以外にも、白河院政期以来朝廷内に確固たる地位を築きあげてきた閑院流藤原氏（実家・公継・実宣）、同じく院近臣として繁栄してきた魚名流藤原氏の四条家、勧修寺流藤原氏の葉室家など、前時代から別当を出してきている諸家に加えて、岡崎範光とその子範朝、坊門信清、山科教成、宇多源氏の有雅など、後鳥羽院政期に新たに院近臣として台頭してきた人々も多く補任されていることが見て取れる<sup>5)</sup>。ところが、後鳥羽院との縁故を主な抛り処とするこれら近臣達が、承久の乱の結果姿を消した鎌倉中期について見てみると、土御門、中院、堀川、北畠など通親の子孫である村上源氏諸家。徳大寺、西園寺、滋野井、洞院、小倉、清水谷、室町などの閑院流諸家とでその大半を占めるようになり、その他も勧修寺流や四条家などで、検非違使別当の大部分が特定の門流から補任される傾向を示している。鎌倉後期になると、中御門、吉田、坊城、堀川（葉室流）など勧修寺流諸家からの補任が、時代が下るにつれて増加していることが注目されるが、特定の門流から補任されるという全体の傾向は変わっていない。

鎌倉中・後期の検非違使別当の補任が、かくも特定の門流に集中してくることについて、その理由として考えられるのは、やはり承久の乱後の朝廷内部の変化であろう。白河、鳥羽、後白河、後鳥羽と続いた各院政において、上皇は文字通り「治天ノ君」であり、公家政権は独裁的専制君主たる院に主導されていた。これに対し、鎌倉中期以降の公家政権の中核をなしたのは、後嵯峨院政の開始後まもなくに設置された院評定衆に代表される特定の公卿による合議体制であった<sup>6)</sup>。鎌倉中期以降に検非違使別当を多く出す特定の門

流というのは、この院評定衆を構成する階層と重なり合っているのである。いうなれば、公家社会において検非違使別当が重職と認識されていたことが、このような別当の補任状況に現わされたものであろう。

次に別当就任時のそれぞれの年齢について調べてみると、前期においては、土御門定通の二十一歳というのが例外的に若く、他は三十代が十三名、四十代が十名、不明（壮年と推定される）四名という構成になっている<sup>7)</sup>。ところが中期になると、徳大寺公孝が十五歳で補任されているのを筆頭に、十代が三名、二十代が十六名、三十代が五名、四十代以上七名、不明三名となり、弱年で補任される例が急速に増加している。さらに後期となると、十代が六名、二十代が十二名、三十代が十四名、四十代以上が十名、不明四名と、中期と同様の構成を見せる上、在任期間が一年に満たない者が二十二名も数えられることが特徴的である。これは後期に補任された別当の実に半数近い数字である。

弱年で補任される例が増加傾向にあるというのは、一般的にはその官職が形骸化しつつあることを示すものであるが、その辺りのことを含め、検非違使別当の具体的な活動状況を通して検討してみることにはしたい。とは言いなから、行幸・御幸などに供奉しているような例は別にすると、別当の職務内容を直接知り得る史料はそれ程多くはない。それというのも、別当の日常の活動を知る上での史料としては、別当在職中の当事者の日記に勝るものはないのであるが、鎌倉期の別当については、そう都合よく当該期間の日記が残されてはいないのである。その中では、中期の葉室定嗣の日記「葉黄記」と、後期の吉田定房の日記「吉槐記」に、それぞれの別当在職期間中の記事がある程度残されているので、以下これらの日記によって別当の活動状況を探つ

てみることにする。

葉室定嗣は、後鳥羽院の「無双の寵臣<sup>8)</sup>」として院中の諸事を取りしきつた光親の子で、定嗣自身も政務をよくする実務派公卿として後嵯峨天皇の信任を得、後嵯峨院政の開始とともに院中の執権となり、ついで伝奏に補され、院評定衆のメンバーともなっていた。検非違使別当に補任されたのは定嗣四十歳の宝治元年(一二四七)十二月八日のことで、同三年正月二十日まで在職している。この間の『葉黄記』宝治二年の記を見ると、春夏記はあまり残存状況が良くないが、

三月十三日、免者、(略)藏人佐下勘文、予兼申定十人、下左尉章宗了、と見え、記事の豊富な秋冬記には、

七月一日、南都柴円・玄芸等、今日被召渡武家、(略)仍予仰官人了、  
七月二日、有免者、兼仰官人章高成勘文、可被免之輩廿人、予内々注進之、

七月三日、夜行奉行事、仰章澄了、

七月十八日、今日官人信繼朝臣以下、多以来、凡庁務之間、官人庁参、  
日々無退転、頗中興之由、人以称之、

七月廿一日、官人等多来、有申上事、成敗之間、自然及晩頭、

七月廿七日、官人盛季以下七八人来、申上事等、皆在目六、日々如此、

七月廿九日、獄巡檢也、章澄・定康向之、

八月五日、御幸稻荷・祇園兩社、(略)經四条河原、有浮橋、使庁沙汰、

八月八日、原免事、書別当宣可廻之由、下知章澄了、(略)予庁務之間、

院中下部聊恐庁威、

九月十三日、官人章高来申云、伏見殿御幸路次橋直事、

九月廿九日、今日獄巡檢、職種・久茂参仕云々、

十月九日、明後日免者、(略)原免不可有難之輩、殊尋問官人等、

十月十一日、予先為行免者参内、

十一月四日、今日始庁事、依昇進也、

閏十二月十二日、着鈇政也、右佐着行、

閏十二月十三日、職種持来昨日着鈇政申記、

との如くで、定嗣の検非違使別当としての活動は非常に多岐にわたっている。しかも、その間には院評定にも参仕し、院御使として武家との交渉にも当たるなど、定嗣の日常は相当に多忙であったことが容易に推察されるのである。

吉田定房は、大覚寺統の龜山・後宇多院政期に執権・評定衆・伝奏として活躍した経長の子で、母は先に見た葉室定嗣の女である。父と同様大覚寺統の廷臣として信任が厚く、後宇多院政期の乾元元年(一一三〇)十二月十四日に検非違使別当に補せられた。時に定房二十九歳、最末の四位参議であった。以後徳治二年(一一三〇七)正月二十九日まで、この時期の別当としては非常な長期である四年以上も在職し、後宇多院の執権・評定衆にもなっている。後に後醍醐天皇から絶大な信任を寄せられ、北畠親房・万里小路宣房とともに「後の三房<sup>9)</sup>」と称されたことは有名である。定房の検非違使別当としての活動が知られる『吉槐記』の記事は、乾元二年正月・二月の僅か二ヶ月分しか残されていないが、

正月九日、庁始、

正月十三日、官人等悉参集、(略)予仰云、使庁興行并要次事、次第可計

申之由仰之、

正月十五日、官人章右参申条々事、

正月廿日、今日使庁興行条々并雜訴評定也、

正月廿七日、評定也、出庁、(略) 条々有沙汰、子細見目六、

正月卅日、今夜使庁政始也、右佐着行、

二月二日、一昨日政申記、以状章房進之、不持參太奇恠、

二月三日、評定也、官人明澄已下十余輩參仕、沙汰条々、見目六、

二月十三日、使庁評定也、(略) 使庁興行条々、被下院宣、

二月十四日、庁務間条々事院宣、下道志章房了、令廻覽諸官之由下知了、

二月十七日、免者、

というような具合で、檢非違使別当定房の精力的な活動ぶりがよく示されている。その間に院評定に参仕し、伝奏として多忙を極めているところなど、前に見た葉室定嗣と同様である。

このように、鎌倉中期の定嗣、後期の定房ともに、檢非違使別当としてかなりの精勤ぶりを見せている。白河院政期の永久元年から同五年にかけて檢非違使別当を務めた藤原宗忠は、その日記『中右記』に実に詳細な檢非違使活動に関する記事を残し、平安後期の使庁活動を知る上での第一級の史料を提供してくれているが、使庁活動の質的变化は別としても、定嗣・定房らの別当としての取り組み方は、宗忠の別当ぶりと比べて少しも遜色のないものである。

しかしながら、別当があまりに年少である場合にもこのように活動し得るかと言うと、それは無理であろう。結論から先に言えば、そのような時は別の者が檢非違使庁の庁務を執るのである。たとえば、文永四年(一二六七)に徳大寺公孝が十五歳で別当に補任されているが、実際に庁務を執ったのは公孝の父である入道太政大臣実基であったし、弘安十年(一二八七)十月に十八歳の中院通重と別当を交替した前別当西園寺公衡が、「庁務間事、有示

合事等」という用向きで、通重の父である前源大納言通頼亭を訪れているのも、通頼が庁務を執っていたからであろう。すなわち、知行国制の下で年少の子息等を国守に任じた知行国主が国務を執ると同様のことが、檢非違使庁においても行われていたのである。

そもそも別当の職務は確かに多忙ではあるが、別当が細かな作法を要求される儀式の場に臨むのは、新任・昇進・新年などに際して行われる庁始<sup>(12)</sup>ぐらいなもので、たとえ十代の別当であっても何とか務められるものである。あとの所謂庁務は、別当の許に行き来する使庁官人を通して沙汰するものが大部分であるから、別当が名目上の存在であつても一向に差し支えない。この場合、庁務を執る者が事実上の別当であることは勿論である。

前に鎌倉中期以降に檢非違使別当に補任される人々が、院評定衆など院政の中枢を構成する階層と重なることを指摘したが、橋本氏が分析された如く、院評定衆の構成員は大きく二つのグループに分けられる。すなわち、関東申次―執事―(A)類評定衆とされる村上源氏・閑院流藤原氏・花山院家など、後に清華家・大臣家に格付けされる上級貴族と、伝奏―執権―(B)類評定衆とされる勅修寺流藤原氏・日野流藤原氏など、後に名家と呼ばれる実務派貴族と、羽林家に格付けされる四条家である。そして檢非違使別当に関して言えば、十代で別当に補任されているのは全て(A)類評定衆に属する家からであるし、二十代で補任されているのも大部分は(A)類からである。<sup>(13)</sup> 家格の高い(A)類はそれだけ官位昇進も早いから、弱年で別当に補任されるのもある意味では当然とも言えるが、極端に年少である時には父親が庁務を執ることになる。前に庁務として名を掲げた実基・通頼は共に以前に別当を経験しているが、別当を出す家が特定の門流に集中する過程で積み重ねられ

た家例の存在も、庁務を執る上で大いに役立つことと思われ<sup>(15)</sup>。但し総じて(A)類の諸家においては、別当に補任されること自体は官位昇進の早期の通過点に過ぎなくなっていることは事実である。特に時代が下がるほど短期間で別当を去る例が増加するが、その多くが(A)類の諸家であることもこのような認識のされ方にあるのではなからうか。

これに対し、(B)類に属する勸修寺流や日野流は、一時の高位高官に就くよりも、弁官・蔵人などの実務能力を要求される職を歴任することが家門を継ぐにふさわしいとされ、まさにこうした実務能力をもって世々公家社会内に独自の地歩を占めていたのである。これら名家の人々は経験を積んだ壮年期に別当となり、在職期間も比較的長めである。しかも定嗣・定房の例に見られる如く、よくその職務を果たしている。<sup>(16)</sup>上級貴族から補任される別当が次第に低年齢化し、在職期間も概して短くなる反面、実務派貴族から補任される別当が増加しているのは、検非違使別当職の主体がこれら実務派貴族に移りつつあることを示すものであろう。

## 二、検非違使佐

検非違使佐についても補任状況から見ていくことにするが、別当とは異なり、検非違使佐には公卿に到達せずに終わった者もかなり存在する。そのため諸記録類を中心に抽出した検非違使佐の一覧を表④⑤⑥に示す。これについて一言補足しておく、検非違使の置かれたごく早い時期を除くと、衛門権佐に補任されると同日あるいは数日中に検非違使宣旨が下されるのが通例であるため、この表では衛門権佐への補任を即検非違使佐という扱いにして

ある。また史料上の制約から任免時期不明の者もいくつかあり、必然的に若干の空白時期も生じているが、鎌倉期の検非違使佐は大略拾い出せたと思われるので、以下この表により論を進めていくこととしたい。なお、各人物に關する註は表の後にまとめたが、特に典拠を示していないものは「公卿補任」に載せられている略伝に拠ったものである。

寿永二年から元弘三年に至るまでの検非違使佐は総計九十三名を数えるが、これを鎌倉前・中・後期に分けてみると、前期は別当二十八名に対して佐二十名。中期は別当三十四名に対して佐二十八名。後期は別当四十六名に対して佐四十五名という割合になる。別当は一名であるのに佐は左右各一名であるから、単純に計算して、検非違使佐の平均在職期間は別当の二倍強であったことになる。この別当と佐との在職期間の比率は白河・鳥羽院政期以来ほぼ変化していない。<sup>(17)</sup>次に補任者の内訳を見ると、前期は勸修寺流藤原氏十四名、日野流藤原氏二名、高棟流桓武平氏三名、その他一名。中期は勸修寺流十六名、日野流(同族の広業流を含む)五名、平氏七名。後期は勸修寺流二十八名、日野流五名、平氏十一名、その他一名となり、殆ど勸修寺流・日野流・平氏の三つの門流によって占められている。この三つの門流は、「弁官已下、勸修寺・日野等」<sup>(18)</sup>とか「凡日野・勸修寺・平家等之輩」<sup>(19)</sup>というように一括され、平安後期以来「弁官家」として実務能力を發揮することで公家社会の一角を占めてきた家である。これらの「弁官家」が検非違使佐の多くを占めるようになるのも白河・鳥羽院政期以降のことであるが、<sup>(20)</sup>鎌倉期には、その傾向がいよいよ決定的なものになっていたと言えよう。これら三つの門流以外で検非違使佐となったのは、「公卿昇進、偏依範光卿一言歟」<sup>(21)</sup>と言われるほどの権勢を振るつた後鳥羽院の寵臣岡崎範光の子である範朝と、範朝

の玄孫で後醍醐天皇に厚く信任された岡崎範圍で、何れも特殊な補任例ではあるが、南家藤原氏貞嗣流に出自を持つ岡崎家は、元来日野流藤原氏と同様儒者の家系であった。延久承保年間に検非違使右衛門権佐を努め、「検非違使庁日記十一巻」を撰したと言われる藤原季綱は岡崎範光の高祖父にあり、季綱の子である尹通、季綱の孫で鳥羽院政期に権勢を振るった少納言入道信西の子息俊憲・貞憲も検非違使佐となった前例もあり、特別な恩寵が得られれば、検非違使佐となることに全く謂われがないわけではなかったのである。<sup>(23)</sup>

それでは鎌倉期の検非違使佐の実際の活動状況は如何なるものであったのか、別当の場合と同様、見任の検非違使佐の記した日記に当たってみることにする。例として取り上げるのは、鎌倉中期の嘉禎二年（一二三六）十二月から宝治二年（一二四八）正月まで十一年以上にわたって検非違使佐を務めた吉田経俊の日記『経俊卿記』である。ただ経俊の検非違使佐在職期間は鎌倉期では最長であるが、この間の日記の残存状況はあまり良いとは言えない。それでもその中から検非違使佐としての活動内容が知られるものを拾い出してみると、

改元に伴う赦令の奉行（暦仁元年十月二十三日条）

後嵯峨上皇賀茂御幸への供奉（寛元四年四月二十九日条）

進過状政着行（宝治元年十二月二十五日条）

着欽政着行（宝治元年十二月二十七日条）

などがあげられる。

改元の赦に限らず、大赦・非常赦などの大きな赦令は検非違使佐が奉行することが通例とされており、鎌倉期を通してこれは変わっていない。<sup>(24)</sup> 赦免宣

旨の具体例は『朝野群載』巻第十一妊尉の項に見ることができ、経俊の場合も、先例を勘案しながら赦令奉書を書き上げ、奉行志の許に送ったことが記されていて、文書考勘の才が要求される検非違使佐の務めを果たしていることが知られる。<sup>(25)</sup> しかし、免者などの小規模な赦の場合はずしも検非違使佐が奉行するわけではない。経俊の検非違使佐在職中の宝治元年十月十一日に行われた土御門院御国忌による免者も、道志中原明盛が奉行しているが、その間のことを日記に詳しく記しているのは、やはり見任の検非違使佐ならではものと言えよう。<sup>(26)</sup>

次に、検非違使別当や検非違使佐が行幸や御幸に供奉するに際しては、看督長・火長らを随身して行列に威儀を加えている。これはそれなりに晴れがましいものではあったが、「御後官人」として参仕する検非違使尉が名目的にせよ行列の警衛に当たっているのは異なり、基本的に公卿や殿上人の一人員として供奉するもので、検非違使としての職務に直接的に関わるものではなかった。

これに対し、経俊が進過状政や着欽政を着行しているのはまさに検非違使佐としての職務に基づくものであり、『経俊卿記』に詳細に記されたこれらの記事は、鎌倉期の進過状政・着欽政の行われ方を具体的に知り得る好史料となっている。『職原抄』の検非違使の項に「於使庁政者佐以下着行也」と見える如く、およそ検非違使庁政の場合には別当は臨席せず、これらを總裁するのは検非違使佐の大きな務めであった。<sup>(27)</sup> それ故に検非違使佐はこれらの儀式作法を熟知し、検非違使庁の故実に通じていることが肝要とされたのである。

『経俊卿記』には現れてこないが、この他に検非違使佐が果たすべき職務

として、別当に代わって庁務を執るといふ大きな役割がある。佐が庁務を執る最も一般的なケースは、檢非違使別当が職を辞して、すぐに次の別当が決まらない時に宣旨が下されて庁務を執るもので、貞永元年（一二三二）の左佐九条忠高<sup>(28)</sup>、元亨三年（一二三三）の左佐平忠望<sup>(29)</sup>などの例があるが、これらは長くて数ヶ月の間であった。しかし弘安四年（一二八一）十二月から同六年三月まで丸一年以上も庁務を執った左佐九条定光<sup>(30)</sup>のような例もある。

ところで、これらの例に見られるように、別当に代わって庁務を執るのは多くの場合左佐であるが、ここに注目すべきひとつの事例が存する。それは建長二年（一二五〇）二月に別当源雅光が辞した後、室町実藤が別当に補任されるまで、二ヶ月間庁務を執った右佐堀川高雅である<sup>(31)</sup>。高雅はこの時弱冠十八歳の右佐でありながら、既に八年間も檢非違使佐を務めていた左佐日野資定を差し置いて庁務を執っているのである。資定は後嵯峨院判官代にして摂政近衛兼経の執事家司<sup>(32)</sup>、その弟の左大臣鷹司兼平の奉行家司<sup>(33)</sup>であり、年齢も既に壮年に達していたと考えられ<sup>(34)</sup>、実務面の力量において高雅を遙かに凌いでいたと思われる。それにもかかわらず高雅が庁務を執ったのは、偏に高雅が後嵯峨院の信任の厚い葉室定嗣の養子（高雅の実父は定嗣の兄光俊である）であったためと思量される。高雅は年少にして関白一条実経の執事家司<sup>(35)</sup>となり、後嵯峨院判官代<sup>(36)</sup>にも補せられ、建長二年（一二五〇）正月には資定を越えて右少弁に任せられ<sup>(37)</sup>、左佐と右佐の地位は逆転していたのである。そのため右佐高雅が庁務を執ることになったものと思われるが、別当が年少である場合に見られたように、実質的には養父定嗣が庁務を執ったものと推測される。因みに定嗣は源雅光の前任の檢非違使別当であった。

年少の佐に触れたところで、鎌倉期の檢非違使佐全般の補任時の年齢につ

いて見てみると、檢非違使別当ほど顕著ではないが、中期以降になると弱年で檢非違使佐に補任されている例がいくつか見られるようになる。「弁官家」にあつては早くから稽古を積んで実務面での器量を試され<sup>(38)</sup>、また故実作法の習得に一門をあげてのバックアップ体制がとられていたから、弱年であつても一応のことはこなせたとは思われる。しかし、これら弱年の檢非違使佐が、先に見た吉田経俊のように職務遂行できるかとなるとやや疑問である。しかし檢非違使佐の職務は左右の佐のうち何れかが参着すれば行えるものであつたから、もう一方に実務に練達した佐が在任していれば、檢非違使佐政などに支障をきたすことはそれ程はなかつたと考えられる。そして実際にも左右の佐に弱年者が並ぶ事態は避けられていたようである。

そうは言つても使庁運営の上からは決して好ましいものではないこれら弱年の檢非違使佐が補任されるようになった理由としては、上級貴族層からの檢非違使別当補任者が弱年化すると同様、公家社会内における「弁官家」の家格上昇が考えられる。「弁官家」の人々は朝廷の実務的官職に就任する一方、院宮の院司・宮司、摂関家の家司として、公家社会内の実務面の中枢を占めていた。これがため官位昇進のスピードも次第に速くなり、五位の官職<sup>(39)</sup>である檢非違使佐に就任する年代も下がりがつあつたが、特に勸修寺流藤原氏においてはその傾向が顕著に現れ、十代で檢非違使佐に補任された者の大部分はこの一門から出ている。その分だけ、勸修寺流にとつて檢非違使佐という官職は名目的なものと化していったことは否めないが、むしろ勸修寺流は檢非違使別当として、その実務面での才覚を發揮するようになったのである。

### 三、検非違使尉・志

検非違使尉・志は人数も多く、検非違使庁の活動の第一線に立つのは、これら尉・志クラスの官人であった。ここでは記録類に現れる彼らの行動を通して鎌倉期の検非違使活動のありかたを検討していくことにする。

先ず検非違使尉・志は性格の違いにより四つに大別される。一つは大業の検非違使で、文章道出身の左右衛門尉から任用され、主として文書考勘などの職務に従事する。検非違使となる前後に六位藏人に補任される例が多く、藏人を兼ねる場合は「藏人尉」あるいは「上の判官」と呼ばれる<sup>(42)</sup>。大業以外の六位藏人に検非違使宣旨が下されることもあり、藏人尉はほぼ欠けることなく毎年誰かが在職していた。これは建前上は殿上の非違糾弾に当たるものであるが、多分に栄誉職的な色彩が強く、大業でない藏人尉は基本的に検非違使庁政などには関与しない。

次は明法道出身者から選任される法家の検非違使で、主として裁判・訴訟関係の活動に従事する。通常は左右衛門志から登用され「道志」と呼ばれる。尉に転任すると改めて検非違使宣旨が下され、引き続き在職する。検非違使在職中に明法博士を兼ねることが多かった。

三つ目は主として犯人追捕などの治安警察活動に従事したことから「追捕尉」とか「追捕官人」と呼ばれるもので、追捕活動には郎等などの私的武力も必要とされるところから、源氏・平氏など、左右衛門尉の官にある武勇の輩から登用されるのが常であった。鎌倉期に鎌倉御家人から検非違使に登用されるのもこれに含まれる<sup>(43)</sup>。

そして以上の何れにも属さないもので、文章道出身でないところから非大業の検非違使と呼ばれる。多くは衛門府生から任用され、多方面に渉る使庁の雑務に従事する。長らく検非違使府生を務めた後に、志に転任して改めて検非違使宣旨が下され、さらに年労を積んで叙爵して検非違使を去る。その間に尉に転任するケースもあるが、生涯のほぼ全てを検非違使として過ごす階層で、在職中に没することも多く、太政官史生・院主典代クラス、あるいは摂関家政所の知家事などの下級事務職員を兼ねることも多かった。

これらの構成員をふまえた上で、鎌倉期の検非違使尉・志の具体的な活動例を追っていくと、最初に目に付くのは「追捕尉」に補任される家系の固定化と、実際の追捕活動の減少である。重代の追捕尉として代表的なものとしては、先ず坂戸大夫判官と号した文徳源氏康季の一族があげられる。康季は「尊卑分脈」に白河院の北面創置の最初に候したと記される人物で、「古今著聞集」巻第一に「賀茂社司左衛門大夫康季神慮に叶ふ事」として、「康季かく神慮にかなひける故にや、さしもありかたき大夫尉に、近康・康綱・康実・康景、四代絶ず成にけり、この外、季範・季頼・季実・季国・康重・康広も、此康季が子孫にて、みなこの職をきはめたり、他家には有かたき事也」と語られているが、事実ここに見える康季の一族の大部分は他の確実な史料から、検非違使大夫尉在職が確認される。この他、白河院の寵童から立身して北面に候したと言われる良門流藤原氏の盛重の子孫、清和源氏満政流で、やはり「尊卑分脈」に白河院北面の最初に候したと記載される重時の子孫、余五將軍と称され、「今昔物語」などに数々の武勇の説話を残す桓武平氏維茂の子孫などが、代々にわたる検非違使在職が史料上に確かめられる一族である。これらの追捕尉は、検非違使庁政や庁始の際に出仕し、行幸・御



幸などに供奉し、賀茂祭に参仕するなど、しばしばその名を見せている。<sup>(45)</sup>ところが肝心の追捕活動に従事している形跡が殆ど認められないのである。<sup>(46)</sup>

鎌倉期、ことに承久の乱後に六波羅探題が設置されて洛中警護にあたるようになってからは、検非違使庁の治安警察活動は概して低調に推移していたことは否めず、<sup>(47)</sup>本格的な武力が必要とされる場合は武家に依存せざるを得ない状態であったが、<sup>(48)</sup>京中の強盗殺人で武士の関係しないものについては検非違使庁の沙汰と規定されており、検非違使による犯人追捕活動が全く見られなくなるわけではない。そこで、承久の乱後の追捕活動においてそれに従事したと思われる具体的な官人名の判明する史料をいくつかあげてみることにする。

イ、左衛門尉中原友景、法成寺宝蔵強盗を搦むる賞により叙留（『民経記』寛喜三年正月二十九日条）。

ロ、大夫尉中原友景、天武山陵盗人等を相具して大理に参る（『百鍊抄』嘉禎四年二月七日条）。

ハ、中原章澄、強盗を渡す（『百鍊抄』寛元四年十二月二十一日条）。

ニ、中原章澄、強盗追捕の賞により右衛門尉に転任（『経俊卿記』宝治元年十二月八日条）。

ホ、左衛門尉中原章種・右衛門尉中原章澄、上皇呪詛の張本栄円・玄芸等を武家へ渡す（『葉黄記』宝治二年七月一日条）。

ヘ、右衛門尉中原章澄、強盗を渡す（『百鍊抄』康元元年十一月二十四日条）。

ト、右衛門尉中原章繼、強盗治部卿阿闍梨および美濃房を渡す（『経俊卿記』『百鍊抄』正嘉元年閏二月二日条）。

チ、左衛門尉中原章繼、左近大夫将監家棟殺害犯人散位源長繼等を武家に召し渡す（『経俊卿記』『百鍊抄』正嘉元年九月九日条）。

リ、大夫尉中原章種・同中原章繼、良喜僧都を六波羅に渡す（『百鍊抄』正嘉二年四月十日条）。

ヌ、右衛門尉中原明綱、犯人逃去により解官（『勘仲記』弘安六年八月八日条）。

ル、大夫尉中原章澄、犯人追捕の賞により加階（『勘仲記』弘安十年九月二十一日条、『鎌倉遺文』一五八〇六号）。

ヲ、左衛門尉中原章方、誤失により法印良憲を召し取るにより解官（『花園院宸記』元亨二年六月四日条）。

以上の如く、別に意図的に抽出したわけでもなく、ここに見える官人は全て法家中原氏の検非違使である。<sup>(49)</sup>およそ武的要素とは無縁と思われる法家の検非違使ではあるが、史料ヌ、ヲ、のように、追捕の際の過失によって処罰されているところを見ると、実際に彼らが追捕活動に従事していたと考えざるを得ない。その場合、史料ト、の中原章繼は家子二人と郎等十人を相具しており、史料ヲ、では中原章方の解官とともに下部十八人が禁獄されたことが見えているところから類推して、恐らくこれらの検非違使は十数人程度の人數で追捕活動を行っていたものと思われる。それでは本来の追捕尉はどうしていたのかとなるが、『民経記』嘉祿三年（一二二七）八月三十日条に載せられている念仏者余党を追捕すべき旨を命ずる検非違使別当宣を例にとると、これは藏人尉と御家人検非違使を除く二十三人の検非違使尉・志への廻状として下されていて、廻される先の多くは人数的に多數を占める法家の検非違使であるが、文徳源氏の康重・康景、良門流藤原氏の信広、清和源氏満

政流の資季、桓武平氏維茂流の度繁などの追捕尉の名も見え、追捕を命ずる別当宣は一樣に下されていたことが判る。それにもかかわらず追捕尉による追捕活動が殆ど見えないのは、やはり追捕尉たちが積極的に活動していなかったためであろう。<sup>(53)</sup>『古今著聞集』巻第十二に載せられている「強盗の棟梁大殿小殿が事」の中で、小殿が追捕尉ではなく高倉判官（中原）章久のもとに出頭し、章久から「徳大寺殿に祇候の源判官康仲」のもとに行かされているのも、このような状況が背景にあったことが反映されているものと思われる。

この『古今著聞集』の話でもう一つ注目されるのは、源康仲が「徳大寺殿に祇候」していたことである。同様の例として『吉統記』弘安二年五月十五日条に、追捕官人源重有と同源康長が「近衛殿祇候人」であったことが見えている。<sup>(55)</sup>左衛門権佐平仲兼が庁事始を行おうとしたこの日、法家検非違使を中心とする諸官人は、「仲兼為殿上人子、雖居其職、非其仁」と称して参向しない旨を申し合わせていたのに対し、大夫尉重有と康長は、内大臣近衛家基の命によって参仕したものであった。<sup>(56)</sup>また、『琵琶秘曲伝受記』<sup>(57)</sup>に引かれている「故右大臣記公頭公」永仁五年十月十三日条には、西園寺家の公文として検非違使左衛門少尉（大江カ）景長の名が見え、同じく「奉行家司春衡記」延慶二年七月六日条には、西園寺家侍の中に廷尉（源）重相・中原惟章・大江景朝の名が見える。西園寺家は代々検非違使別当を出す家柄で、家人を検非違使とすることもあったと思われるが、重相は重代の追捕官人である清和源氏満政流の一員で、西園寺家の家人と化していたのであろう。一方で、良門流藤原氏・文徳源氏・清和源氏満政流などの諸氏は代々院北面に候していた。<sup>(58)</sup>つまり、彼らは院や権門に祇候する中で検非違使に補任されるこ

とで、既に重代の検非違使という一つの家格を形成していたため、もはや追捕活動で名を揚げる必要はなくなり、使庁官人としての形式的な参仕はするにしても、日常的な追捕活動からは離れていったものと思われる。<sup>(59)</sup>その結果、道志から尉に取り立てられた法家の官人が追捕活動まで行なうようになり、<sup>(60)</sup>本来の裁判面や使庁運営上の活動と併せ、使庁活動のあらゆる方面を担当するようになったものであろう。法家中原氏に出自を持つ勢多家が、使庁が全く名目上の存在に過ぎなくなつた近世に到るまで検非違使の家として存続したのに対し、追捕官人で断絶せずに残つた良門流藤原氏の速水家が下北面の家であったところに、<sup>(61)</sup>両家の拠つて立つ基盤の相違が示されているように思われるのである。

#### むすび

以上、甚だまとまりのつかないものとなつてしまつたが、ここまで検討してきた結果をまとめてみると、次の如くである。

検非違使庁の構成とその活動は、後鳥羽院政期下の鎌倉前期においては、平安末期のそれとの差異はあまり感じられないが、鎌倉中期以降顕著な変化を見せはじめた。すなわち承久の乱以後においても、公家社会内での裁判・市中行政・治安警察などを管掌する検非違使は、公家方が実効支配する対象が存在する限り、重要性を持ち続けていたが、院政から独裁的専制という性格が失われたことで、検非違使庁の長官たる別当も、院との縁故関係などから補任されるのではなく、院執事・院執権といった公家政権の中樞を構成する階層から補任されるようになった。また、検非違使庁の儀式を伴う運営面

を担う検非違使佐は、平安末期以降から引き続いて実務に練達した「弁官家」の人々によって占められていたが、その中でも勅修寺流藤原氏の存在は抜きんでていた。公家の官位昇進の速度が全体的に早まる中で、勅修寺流からは多く検非違使別当に補任されるようになり、その結果、検非違使庁の上部構造を構成する別当・佐ともに実務派貴族がその中核を形成することとなったのである。そして、使庁興行のことが度々取り沙汰される中であつて、これら実務派貴族は精勤ぶりを見せ、よくその職務を果たしていたと言える。

一方、検非違使尉以下においては、鎌倉中期以降追捕官人の存在が形ばかりのものとなつたため、力不足ながらも法家の検非違使が追捕活動まで行うようになり、検非違使庁の活動の実働部分を担う中心的な役割を果たすようになった。つまるところ、鎌倉中期以降の検非違使庁は、院評定衆を構成する階層からなる別当・佐のもとで、文殿・記録所の構成員でもある法家官人の働きによって機能していたと言え、公家政権の構造が直接的に反映されていたことが見て取れるのである。

註

- (1) 『歴史学研究』三九二。
- (2) 『ヒストリア』一〇五。他に昭和六三年に名著普及会から復刻版が刊行された小川清太郎『検非違使の研究・庁例の研究』に付載されている森田悌「検非違使文獻目録」が有用である。
- (3) 宮崎康充「白河・鳥羽院政期の検非違使佐」(安田元久先生退任記念論集 刊行委員会編『中世日本の諸相』上巻所収)。
- (4) 吉田冬方の補任時期は『公卿補任』の欠落年に当たっているが、『後光明院院関白記』元亨四年四月二十七日条に、同日の除目で参議冬方が左兵衛督に

任ぜられて検非違使別当に補されたことが見える。

- (5) 岡崎範光は後鳥羽院の乳母で絶大な権勢を誇つた卿二位兼子の兄弟であり、坊門信清は後鳥羽院の生母である七条院殖子の弟、山科教成は後鳥羽院の寵妃で後に土御門通親と手を結んで権力を握つた丹後局高階栄子の子である。また源有雅はその妻藤原憲子が順徳院の乳母という関係にあり、承久の乱に際しては、京方の大將軍として宇治の防衛戦に出陣している。
- (6) 院評定制の成立、および評定衆の構成等については、橋本義彦「院評定制について」(『日本歴史』二六一、のち同氏「平安貴族社会の研究」所収)が代表的なものであり、本稿では同氏の研究に多く拠っているが、他に岡田智行「院評定制の成立―殿下評定試論―」(『年報中世史研究』一一)、美川圭「院政をめぐる公卿議定制の展開―在宅諮問・議奏公卿・院評定制―」(『日本史研究』三四八)などの研究がある。
- (7) 還補された人物については、初再両度の年齢で教えている。
- (8) 『吾妻鑑』承久三年七月十三日条。
- (9) 『臥雲日件録抜尤』文正元年七月十二日条。「本朝博物之士也」と称えられている。
- (10) 平安時代の「中右記」には、検非違使の治安活動に関する記事も多く見受けられるが、鎌倉中期以降は使庁運営や公家社会内における所領相論・雑訴に関する記事が多い。
- (11) 内閣文庫所蔵「大乘院文書明法條々勘録」(『鎌倉遺文』九七五七号)。
- (12) 『公衡公記』弘安十一年二月十一日条。
- (13) 先に掲げた『葉黄記』宝治二年十一月四日条、『吉槐記』乾元二年正月九日条の庁始の記事は実に詳細である。
- (14) 橋本氏が(B)類に分類されている四条家から若干の弱年補任者がいるが、四条家は(B)類の中では家格の高い家である。(B)類の大部分を占める勅修寺流・日野流からは、三十歳間近の二十九歳の十二月に補任された吉田定房が唯一の例であり、この時定房の父経長は、その日記「吉統記」乾元元年十二

月十五日条に「定房齡不滿卅、一門無例歟」と記している。

(15) 『公衡公記』弘安十一年正月八日条・『勘仲記』正応元年十月十一日条に中院家、『吉統記』乾元二年正月十四日条に四名家の、別当の作法についての家例の存在が記されている。

(16) 鎌倉前期の建久二〜五年に検非違使別当を務めた日野兼光は「庁務ことにおこし沙汰ありける」と名別当ぶりを賞賛されている(『古今著聞集』巻第十二)。この兼光は長らく絶えていた使庁結縁経を再興し、その後、葉室頭俊がさらに規模を拡げて行い、葉室定嗣もこれを踏襲した(『古今著聞集』巻第二)と言われ、これら実務派貴族達が庁務に熱心であったことが説話の世界においてもよく語られている。

(17) 前掲註(3)。

(18) 『明月記』嘉禄二年二月二十八日条。

(19) 『伏見院宸記』正応五年二月五日条。

(20) 前掲註(3)。

(21) 『三長記』元久三年四月四日条。

(22) 『中右記』康和四年九月十四日条。

(23) 但し、範朝については「浅才之儒也」(『改元部類記』所収「長兼卿記」承元五年三月一日条)、「雖為浅才為儒卿也」(『順徳院御記』建保四年十二月八日条)などの芳しからざる評があり、父範光の権勢がなかったならば頭職に就くことはなかったであろう。

(24) 『平戸記』嘉禄三年十二月十日条右佐範頼、『民経記』寛喜元年三月五日条右佐範頼、『玉藻』文暦二年三月十一日条右佐高嗣、『経俊卿記』建長五年十二月二十二日条左佐親繼、『勘仲記』正応五年九月八日条左佐定資、『冬平公記』乾元二年八月五日条左佐藤朝、『同』嘉元四年十二月十四日条右佐資冬、『師右記』延慶四年正月七日条左佐親時、『改元定記』元応三年二月二十二日条左佐俊頼等の例があげられる。

(25) 『経俊卿記』暦仁元年十月二十四日条。

(26) 『経俊卿記』同日条。免者・免物の類を奉行するのは、佐(『勘仲記』正応元年十月十一日条等)、大夫尉(『公衡公記』正和四年八月八日条等)、志(『公衡公記別記』嘉元二年八月二十日条等)など様々であるが、検非違使佐でない場合は法家の検非違使が奉行するのが通例であった。

(27) 第一章に掲げた検非違使別当として精力的な活動をみせている葉室定嗣の日記「葉黄記」にも、着鉢政については右佐(堀川高雅)が着行したことのみを記し、別当定嗣はその報告を受けているだけである(宝治二年閏十二月十二日条、同十三日条)。

(28) 『民経記』貞永元年五月十五日条。

(29) 『花園院宸記』元亨三年十一月五日条。

(30) 『勘仲記』弘安五年十二月二十一日条。

(31) 『弁官補任』、『検非違使補任』。

(32) 『公光卿記』寛元四年二月六日条。

(33) 『葉黄記』寛元五年正月十九日条。

(34) 『経俊卿記』宝治元年十一月十八日条。

(35) 資定の年齢は不詳であるが、『民経記』安貞元年九月二十一日条に給料として名が見え、寛喜三年正月に猷策・叙爵されている(『民経記』同年正月三日条、『明月記』同年正月七日条)ことから、建長二年には四十歳前後であったと思われる。

(36) 『葉黄記』寛元四年正月二十八日条。

(37) 『公光卿記』寛元四年二月一日条。

(38) 養父定嗣が権中納言を辞して申任じたものである(『公卿補任』同年条)。

(39) 勤修寺流藤原氏権大納言光頼の息光方は平安末期の応保元年に検非違使右衛門権佐に補任されているが(『山槐記』同年九月十五日条)、『古今著聞集』巻第三に「葉室光頼其子光方が辞状を書く事」として語られているところに拠ると、光方が雨の日に着鉢政を着行するのを見物していた光頼は、本来晴れの日の夕陽を避けるために扇を指しかざすのが故実であるのに、光方が雨除けに

扇を使用するのを見て、「先途あるまじき者也」として光方の辞状を書き進らせたといわれ、この話を裏付けるように右衛門権佐光方の辞職を認める旨旨が「繪旨抄」に収められている。我が子の作法を注視し、これに厳しく対応する実務派貴族の姿が良く示されている話であると思われる。

(40) 内鷹流藤原氏の信盛は、嘉禄二年正月、高祖父俊信以来久々に検非違使右衛門権佐に補任されたが、この信盛の市政の習礼に同族の日野流藤原氏で検非違使佐経験者の頼資が出向していることが、頼資の子経光の日記「民経記」同年五月二十八日条に見えている。

(41) 検非違使佐に在任したままで四位に叙せられるのは極めてまれで、鎌倉期では、貞応元年の藤原経賢と弘安十一年の平経親の二例しかない。経親の場合は、右佐日野俊光に五位藏人への補任で超越されて籠居したことに對して、院執權時継の愛子である経親の不出仕を止めさせるため格別の朝恩をもって叙されたものであった（「公衡公記」弘安十一年正月五日条、「勘仲記」同日条四位廷尉佐年々）。

(42) 「殿上の判官」については、高山かほる「白河院政期における検非違使の一側面―補任状況から見て―」（『湘南史学』七・八合併号）の中で分析がなされている。

(43) 秋元信英「関東御家人の検非違使補任をめぐって―その制度的おぼえがき―」（『日本歴史』三〇六）。

(44) 「尊卑分脈」、『統古事談』。

(45) 検非違使庁政や庁始の場における追捕尉の出仕形態は、第一・二章に掲げた「葉黄記」や「経俊卿記」等の当該条の記事内容に詳細に見え、御幸などへの供奉の様子は「諸院宮御移徙部類記」等にまとめて見ることができ。

(46) 管見の限りでは、承久の乱以前の「明月記」元久二年五月六日条に、大夫尉藤原成重が強盜張本を搦め得たという記事があって以降、使庁の追捕活動に追捕尉の名が見出せなくなる。

(47) 鎌倉期の洛中警固の実態については、黒田紘一郎「中世京都の警察制度」

（『京都社会史研究』所収）、五味文彦（前掲註1）、森幸夫「鎌倉幕府による使庁からの罪人請取りについて」（『日本歴史』五〇五）などに分析されている。

(48) たとえば「経俊卿記」には、法勝寺阿弥陀堂供養の門守護（建長五年十二月二十二日条）、園城寺衆徒蜂起の制止（康元二年三月二十六日条）、宇佐遷宮行事所守護（正嘉元年九月十三日条）、大嘗会行事所守護（宝治元年十二月八日条）などが武家に仰せられたことが見え、同様の事例は鎌倉期の諸記録に散見する。

(49) これらの官人の個々の伝については、今江廣道「法家中原氏系図考証」『書陵部紀要』二七）に詳しい。

(50) この時の藏人尉は平繁茂である（「藏人補任」他）。

(51) 御家人検非違使は前年四月十九日に内藤盛時が補任されているが、まもなく召名を止められており（『吾妻鑑』嘉禄二年五月八日条）、「吾妻鑑」嘉禄三年九月二十二日条には「佐々木判官信綱」の名が見えるが、「関東評定伝」・「佐々木系図」によると、信綱への検非違使宣旨は同年十一月に下されたところ、この時点では御家人検非違使は不在であった可能性が高い。

(52) 「民経記」同年四月二十五日条に見える賀茂祭参仕の検非違使交名その他によると、廻状の廻された二十三人は、この時点での検非違使尉・志の殆ど全てと言つてよい。

(53) 「統群書類従」巻第八十九に収められている「検非違使補任」は、宝治二年から文永四年までの二十年分を存するのみの残闕本であるが、ここに記載されている検非違使尉・志で、追捕賞の尻付があるのは全て法家検非違使である。

(54) 日本古典文学大系本の「古今著聞集」は、「高倉判官章久」は世系等未審、「徳大寺殿」は藤原公継か、「源判官康仲」は文徳源氏右衛門尉康基男か、と頭注を付している。しかし、「高倉判官章久」は法家中原氏章親男で、その伝は布施弥平治氏の「明法道の研究」第三部明法家列伝に載せられているが、検非違使としての初見は「宮槐記」嘉禄三年正月一日条で、「検非違使補任」宝治二年条まで在職していたことが確認できる。「源判官康仲」は「民経記」寛喜

三年二月五日条に検非違使宣旨の下されたことが見える左衛門尉源康仲で、文徳源氏であるが、『尊卑分脈』に「使」と記載されない康基男の康仲ではなく、世代的に見ても、前述の『民経記』嘉禄三年八月三十日条に見える検非違使康重男の康仲であろう。さすれば、年代的に見て「徳大寺殿」は嘉禄元年から同三年まで検非違使別当を務めた徳大寺実基で、さらに「徳大寺殿」を「大納言家」と言っていることから、実基が権大納言に任ぜられた嘉禄元年以降の話であると考えるのが妥当であると思われる。

(55) 重有は清和源氏滿政流左衛門尉重季の男、康長は文徳源氏で、後嵯峨院北面検非違使左衛門尉康久の男であろう。

(56) 「近衛殿祇候人」であるこの兩人は、主家の命により諸官人達の申し合わせとは別個の行動をとったわけである。ちなみに、平仲兼も「勘仲記」弘安六年六月十日条に「近衛殿家司」と見える人物で、既に建治三年五月から検非違使左衛門権佐を務めており、この時になって使庁官人から「非其仁」などと言われているのは、彼らとの間に何らかの確執を生じたためであろう。

(57) 図書寮叢刊「伏見宮旧藏叢書集成」第一所収。ここに見える検非違使の名は筆者編「検非違使補任」刊行後に眼にしたものである。

(58) 鈴木一見「後嵯峨院北面考証」(『国史談話会雑誌』二二)。

(59) 院や権門を鎌倉将軍家に置き換えたならば、御家人検非違使についても同じことが言え、彼らにとって検非違使への補任は榮譽職的な意味を持つものであったと思われる。

(60) 五味文彦氏は鎌倉期の京都の警察制度の担い手として、保検非違使と寄検非違使を分析されているが(前掲註1)、鎌倉中期以降、これらに宛てられる検非違使も法家の検非違使が大部分を占め、追捕官人の名は見えなくなる。

(61) 『地下家伝』第九冊および第十八冊。

補註1、先般刊行した筆者編「検非違使補任」第二冊において、吉田俊長の左衛

門権佐補任の典拠に下郷共済会所蔵の「広橋文書」(光業卿記断簡)を掲げた。これは同断簡の筆跡から国立歴史民族博物館所蔵の広橋本「光業卿記」自筆本の嘉暦元年十二月記の欠落部分であると判断して載せたものであるが、今江廣道氏より歴博の「光業卿記」自筆本は実は「繼塵記」であり、柳原本「繼塵記」にのみその部分の写本があるとの御指摘を戴いた。あらためて歴博本の内容を見たところ、本記の記者は自らを「一中納言」と言っており、本記は、当事前参議であった勘解由小路光業のものではなく、第一の中納言である三条実任の記録であるとの確認を得た。今江氏の御指摘に感謝するとともに、ここに訂正する。

表①

名	家号・称	補任	去任	年齢	在職期間	門流	註
藤原実家	徳大寺	養和1・9・25	元暦1・9・18	37	3年	閑院流	1
藤原家通	六角	元暦1・9・18	文治2・12・15	42	2年3月	頼宗流	
藤原頼実	大炊御門	文治2・12・15	文治3・9・19	32	9月	家忠流	
藤原隆房	四条	文治3・9・24	建久1・7・18	40	2年10月	魚名流	
源通親	土御門	建久1・7・18	建久2・2・1	42	7月	村上源氏	
藤原能保	一条	建久2・2・1	建久2・12	45	10月	頼宗流	
藤原兼光	日野	建久2・12・28	建久5・8・11	47	2年8月	内膳流	
藤原光雅	葉室	建久5・9・17	建久8・12・15	42	3年3月	勧修寺流	
源通資	唐橋	建久8・12・15	正治1・6・22		1年6月	村上源氏	
藤原宗頼	葉室	正治1・6・22	正治2・1・22	46	6月	勧修寺流	
藤原公継	徳大寺	正治2・1・22	正治2・6・25	30	5月	閑院流	
藤原信清	坊門	正治2・6・25	建仁1	42		道隆流	
藤原定輔	二条	建仁1	建仁3・1・13	39	1年月	道隆流	
藤原範光	岡崎	建仁3・1・13	建仁3・9	49	8月	貞嗣流	
藤原公継	徳大寺	建仁3・8・21	建仁3・11・23	33	3月	閑院流	
源通具	堀川	建仁3・11・23	元久3・2	33	2年3月	村上源氏	
藤原隆衡	四条	元久3・2・22	建永2	35	1年	魚名流	
藤原保家	持明院	建永2・2・16	承元2・7・23	41	1年5月	頼宗流	
源定通	土御門	承元2・7・23	承元3・11・4	21	1年4月	村上源氏	
藤原光親	葉室	承元3・11・4	承元5・1・18	34	1年2月	勧修寺流	
藤原教成	山科	承元5・1・18	建暦1・9・8	35	9月	魚名流	
藤原実宣	滋野井	建暦1・9・8	建暦2・1・13	35	4月	閑院流	
源有雅	六条	建暦2・1・13	建保2・2・11	36	2年1月	宇多源氏	
源雅親	唐橋	建保2・2・11	建保3・4・11	35	1年2月	村上源氏	
藤原範朝	岡崎	建保3・4・11	建保4・1・13		9月	貞嗣流	
藤原顕俊	葉室	建保4・1・13	建保7・4・8		3年4月	勧修寺流	
源通方	中院	建保7・4・8	承久2・1・22	31	7月	村上源氏	
藤原経通		承久2・4・6	貞応1・12・17		2年8月	頼宗流	

註1、補任、去任は特に典拠を示さないものは「公卿補任」による（表⑥まで共通）。

表②

名	家号・称	補任	去任	年齢	在職期間	門流	註
藤原家行	持明院	貞応1・12・21	嘉禄1・11・19	48	2年11月	頼宗流	
藤原実基	徳大寺	嘉禄1・11・19	嘉禄3・1・30	25	1年3月	閑院流	
藤原隆親	四条	嘉禄3・2・8	寛喜3・4・23	26	4年2月	魚名流	
藤原実有	一条	寛喜3・4・29	貞永1・5・13	28	1年	閑院流	
藤原基氏	園	貞永1・6・29	文暦1・11・17	22	2年5月	頼宗流	
藤原資頼	葉室	文暦1・12・21	文暦2・9・9	41	9月	勧修寺流	
源具実	堀川	文暦2・9・10	嘉禎3・1・24	33	1年4月	村上源氏	
藤原公基	西園寺	嘉禎3・1・24	嘉禎4・2・26	18	1年1月	閑院流	
藤原頼経	九条	嘉禎4・2・24	嘉禎4・3・7	21	1月	御堂流	
藤原実雄	山階	嘉禎4・3・7	嘉禎4・8・28	22	5月	閑院流	
藤原親俊	葉室	嘉禎4・8・28	延応1・8・28	32	1年	勧修寺流	
源顕定	土御門	延応1・8・28	仁治1・10・24	25	1年1月	村上源氏	
藤原実持	清水谷	仁治1・10・24	仁治2・9・24	52	11月	閑院流	

名	家号・称	補任	去任	年齢	在職期間	門流	註
源 顕親	土御門	仁治2・9・24	仁治3・5・27	22	8月	村上源氏	
藤原公光	滋野井	仁治3・6・15	寛元1・10・25	20	1年3月	閑院流	
源 通成	中院	寛元1・10・25	宝治1・12・8	22	4年2月	村上源氏	
藤原定嗣	葉室	宝治1・12・8	宝治3・1・20	40	1年1月	勸修寺流	
源 雅光	久我	宝治3・2・8	建長2・2・2	24	1年	村上源氏	
藤原実藤	室町	建長2・4・9	建長3・1・22	24	9月	閑院流	
源 通行	土御門	建長3・1・22	建長4・12・8	50	1年11月	村上源氏	
源 雅忠	中院	建長4・12・4	建長6・8・4	28	1年10月	村上源氏	
藤原顕朝	姉小路	建長6・8・5	建長7・9・13	43	1年1月	勸修寺流	
藤原隆行	四条	建長7・9・19	正嘉2・4・25		2年7月	魚名流	
藤原実材	西園寺	正嘉2・5・14	正元1・4・3	20	11月	閑院流	
藤原隆顕	四条	正元1・4・7	弘長2・7・16	17	3年3月	魚名流	
藤原忠基	九条	弘長2・7・16	弘長2・閏7	33	1月	良平流	
源 通頼	中院	弘長2・閏7	弘長3・8	31	1年1月	村上源氏	
藤原顕朝	姉小路	弘長3・8・13	文永2・3・20	52	1年7月	勸修寺流	
藤原高定	堀川	文永2・3・20	文永3・11・2	33	1年8月	勸修寺流	
藤原公雄	小倉	文永3・11・2	文永4・6・21		7月	閑院流	
藤原公孝	徳大寺	文永4・6・23	文永6・3・30	15	1年9月	閑院流	
源 師親	北畠	文永6・4・10	文永7・1・21	26	9月	村上源氏	
藤原頼兼	花山院	文永7・1・21	文永7・8・14		7月	家忠流	
源 通教	中院	文永7・8・14	文永10・9・25	25	3年2月	村上源氏	

表③

名	家号・称	補任	去任	年齢	在職期間	門流	註
藤原経任	中御門	文永10・12・8	建治3・1・29	41	3年1月	勸修寺流	
藤原実冬	滋野井	建治3・1・29	弘安1・12・25	35	1年11月	閑院流	
藤原親朝	葉室	弘安1・12・25	弘安4・12・23	43	3年	勸修寺流	
藤原房名	四条	弘安6・3・28	弘安7・1・13	55	10月	魚名流	
源 雅房	土御門	弘安7・1・13	弘安8・3・19	23	1年2月	村上源氏	
源 基俊	堀川	弘安8・4・10	弘安9・9・2力	25	1年月	村上源氏	
藤原公衡	西園寺	弘安10・1・13	弘安10・11・16	24	9月	閑院流	
源 通重	中院	弘安10・10・10	正応1・12・20	18	1年2月	村上源氏	
藤原為方	中御門	正応1・12・20	正応3・6・7	34	1年6月	勸修寺流	
藤原俊定	坊城	正応3・6・8	正応4・2	39	8月	勸修寺流	
藤原公顕	西園寺	正応4・2・25	永仁2・4・29	19	3年2月	閑院流	
藤原冬季	滋野井	永仁2・4・30	永仁3・6・13	31	1年3月	閑院流	
源 親定	土御門	永仁3・6・23	永仁4・3・9	29	9月	村上源氏	
源 通時	中院	永仁4・3・9	永仁4・10・24	24	7月	村上源氏	
源 師重	北畠	永仁4・11・29	永仁5・12・17	27	1年1月	村上源氏	
藤原顕世	堀川	永仁5・12・17	永仁6・7・13	46	7月	勸修寺流	
源 具俊	堀川	永仁6・7・13	正安1・6・6	26	11月	村上源氏	
藤原俊光	日野	正安1・6・6	正安2・5・29	40	11月	内磨流	
藤原頼藤	葉室	正安2・5・29	正安3・1	47	8月	勸修寺流	
藤原兼孝	今出川	正安3・4・5	乾元1・12・14		1年8月	閑院流	
藤原定房	吉田	乾元1・12・14	徳治2・1・29	29	4年2月	勸修寺流	
藤原定資	吉田	徳治2・1・29	徳治3・9・17	33	1年9月	勸修寺流	



名	家号・称	補任	去任	年齢	在職期間	門流	註
源 通頭	中院	徳治3・9・17	延慶2・2・23	18	5月	村上源氏	
藤原基藤	園	延慶2・2・28	延慶2・8・28	34 <small>カ</small>	6月	頼宗流	
藤原実衡	西園寺	延慶2・9・1	延慶2・11・30	20	3月	閑院流	
藤原為行	中御門	延慶2・12・9	延慶3・7・25	34	7月	勧修寺流	
藤原季衡	大宮	延慶3・9・4	延慶4・1・12	22	4月	閑院流	
源 具親	堀川	延慶4・1・17	応長1・7・8	18	6月	村上源氏	
源 親房	北畠	応長1・7・20	応長2・3・15	19	8月	村上源氏	
藤原季雄	小倉	応長2・3・15	正和2・11・24		1年8月	閑院流	
藤原兼信	花山院	正和2・11・24	正和4・3・13	20	1年4月	家忠流	
藤原光藤	堀川	正和4・3・13	正和5・12・7		1年9月	勧修寺流	
藤原長隆	葉室	正和5・12・7	文保1・4・6	31	4月	勧修寺流	
藤原資名	日野	文保1・4・6	文保2・4・22	31 <small>カ</small>	1年	内磨流	
藤原実前	滋野井	文保2・4・15	文保3・3・9	41	11月	閑院流	
藤原隆長	吉田	文保3・3・9	元応2・9・10	43	1年6月	勧修寺流	
藤原経宣	中御門	元応2・9・10	元亨2・4・5	41	1年7月	勧修寺流	
源 親房	北畠	元亨2・4・5	元亨3・1・13	30	9月	村上源氏	
藤原資朝	日野	元亨3・1・13	元亨3・11・5	34	10月	内磨流	
藤原冬方	吉田	元亨4・4・27	嘉暦1・5 <small>カ</small>		1年1月	勧修寺流	1
藤原光経	九条	嘉暦1・5・8	嘉暦2・7	51	1年2月	勧修寺流	
藤原藤房	万里小路	嘉暦2・7・16	元徳2・5・22	33	2年10月	勧修寺流	
藤原隆資	四条	元徳2・5・22	元徳2・12・14	38	7月	魚名流	
藤原実世	洞院	元徳2・12・14	元弘1・8・25	23	8月	閑院流	
源 通冬	中院	元弘1・10・5	元弘3・5・17	17	1年7月	村上源氏	
藤原藤房	万里小路	元弘3・5・17	建武1・10・5	39	1年5月	勧修寺流	

註1、補任【後光明照院関白記】元亨四年四月二十七日条。

表④

名	家号・称	補任	去任	年齢	在職期間	門流	註
藤原親雅	五条	安元3・1・28任右	文治2・12・15去左	33	9年11月	勧修寺	
藤原定長	海住山	寿永1・12・7任右	元暦2・1・20去右	34	2年1月	勧修寺	
平 棟範		元暦2・1・20任右	文治4・10・14去左	36	3年9月	高棟流	1
藤原定経	吉田	文治2・12・15任右	文治5・6・2去左	29	2年6月	勧修寺	
藤原長房	海住山	文治4・10・14任右	建久6・11・12去右	19	7年1月	勧修寺	
藤原宗隆	梅小路	文治5・9・16任左	文治6・1・24去左	30	4月	勧修寺	
藤原資実	日野	文治6・1・24任左	建久1・12・28去左	29	11月	内磨流	
藤原朝経		建久1・12・29任左	建久8・10・17卒		6年10月	勧修寺	2
藤原宗方	葉室	建久6・12・8任右	建久9・4・21見右		3年 月	勧修寺	3
藤原光親	葉室	建久8・12・15任左	正治2・4・1去左	22	2年4月	勧修寺	
平 親長		建久10・3・24任右	元久1・3・6去左		5年2月	高棟流	4
藤原清長	海住山	正治2・4・1任左	建仁1・8・19去左	30	1年4月	勧修寺	
藤原親房		建仁1・8・19任右	承元3・4・14去左		7年8月	勧修寺	
藤原範朝	岡崎	元久1・4・12任右	元久2・4・10去右	27	1年	貞嗣流	
平 経高		元久2・4・10任右	承元3・4・14去右	26	4年	高棟流	
藤原資経	吉田	承元3・4・14任左	建保6・2・17去左	29	8年10月	勧修寺	5
藤原成長		承元3・4・14任右	建保3・7・12去右	29	6年3月	勧修寺	
藤原頼資	勘解由小路	建保3・7・12任右	建保7・1・22去右	34	3年6月	内磨流	

名	家号・称	補任	去任	年齢	在職期間	門流	註
藤原経賢		建保6・3・6任左	嘉禄2・1・23去左	29	7年10月	勧修寺	6
藤原光俊	葉室	建保7・1・22任右	承久3・6・14去右	17	1年6月	勧修寺	7

- 註1、補任【吉記】元暦二年正月二十日条。去任【山槐記】文治四年十月十四日条、【弁官補任】  
 註2、補任【勤例】(陽明文庫所蔵)。在任中卒去【職事補任】  
 註3、補任【三長記】建久六年十二月六日条、同十二月二十日条。終見【仙洞御移徙部類記】。  
 註4、補任【明月記】建久十年三月二十五日条。【公卿補任】に正月二十三日任とあるのは誤り。  
 註5、補任【廷尉佐補任】、【猪隈関白記】承元三年四月十四日条。【公卿補任】に四月四日任とあるのは誤り。  
 註6、去任【明月記】嘉禄二年正月二十四日条。【公卿補任】に正月十三日去任とあるのは誤り。  
 註7、補任、去任【廷尉佐補任】。

表⑤

名	家号・称	補任	去任	年齢	在職期間	門流	註
平 範輔		承久3・閏10・18任右	貞応2・1去右	30	1年3月	高棟流	1
藤原親俊		貞応2・1・27任右	嘉禄2・11・3去左	17	2年10月	勧修寺	
藤原信盛		嘉禄2・1・27任右	寛喜3・3・25去左	34	5年2月	内麿流	
平 範頼		嘉禄2・11・4任右	天福2去左		7年月	高棟流	2
藤原忠高	九条	寛喜3・3・25任左	天福1・12・2去左	19	2年9月	勧修寺	
藤原経光	勘解由小路	天福1・12・15任右	天福2・4・2去右	21	4月	内麿流	
平 経氏		天福2・4・2任左	嘉禎2・4・7卒	19	2年	高棟流	3
藤原高嗣	葉室	天福2・4・2任右	嘉禎3・2・29去左	27	2年10月	勧修寺	
藤原季頼	葉室	嘉禎2・4・14任右	嘉禎2・12・19去右	24	8月	勧修寺	4
藤原経俊	吉田	嘉禎2・12・19任右	宝治2・1・23去左	26	11年1月	勧修寺	5
藤原頭朝	姉小路	嘉禎3・2・29任左	嘉禎4・4・20去左	26	1年2月	勧修寺	6
藤原定頼		嘉禎4・4・20任右	仁治2・4・23去右	21	3年	勧修寺	
平 時継		仁治2・4・23任右	仁治3・3・7去右	20	11月	高棟流	7
藤原資定	日野	仁治3・3・8任右	建長4・1・8見左		10年月	内麿流	8
藤原高雅	堀川	宝治2・1・23任右	建長3・3・16去右	16	3年2月	勧修寺	9
藤原宗経		建長3・3・16任右	建長4・12・4去右		1年9月	勧修寺	10
平 親継		建長4・12・4任左	正嘉1・11・9去左		4年11月	高棟流	
藤原頼親	葉室	建長4・12・4任右	弘長1・9・23去左	17	8年9月	勧修寺	11
藤原経藤		正嘉1・11任右	弘長2・4・11去右	19	4年5月	勧修寺	12
藤原忠方	姉小路	弘長1・9・26任左	弘長2・4・8去左	21	7月	勧修寺	
藤原経任	中御門	弘長2・4・8任左	弘長3・10・26去左	30	1年6月	勧修寺	
藤原高俊	九条	弘長2・4・17任右	弘長3・1・28去右	31	9月	勧修寺	13
藤原経業		弘長3・1・28任右	文永3・12・15去右	38	2年1月	内麿流	14
藤原親朝		弘長3・10・26任左	文永6・3・2去左	28	5年5月	勧修寺	
藤原兼頼	勘解由小路	文永3・12・15任右	文永7・2・1去右	28	3年2月	内麿流	15
平 棟望		文永7・2・1見左	文永8・11・29去左		2年月	高棟流	16
藤原定藤	葉室	文永7・2・1任右	文永10・5・3去左		3年3月	勧修寺	
平 忠世		文永8・11・29任右	文永11・9・10去左		2年10月	高棟流	

- 註1、去任【廷尉佐補任】。【公卿補任】には記載なし。  
 註2、補任【民経記】嘉禄二年十一月四日条、【明月記】同年十一月五日条。転左【明月記】天福元年十二月十六日条。去任【廷尉佐補任】。  
 註3、補任、在任中卒去【廷尉佐補任】。  
 註4、補任【廷尉佐補任】。【公卿補任】に左衛門権佐とあるのは誤り。  
 註5、補任【廷尉佐補任】。転左【経俊卿記】嘉禎四年四月二十日条。去任【弁官補任】、【職事補任】。【公卿補任】には略伝なし。  
 註6、去任【経俊卿記】嘉禎四年四月二十日条。【公卿補任】には記載なし。

- 註7、補任「廷尉佐補任」。去任「平戸記」仁治三年三月七日条。「公卿補任」には略伝なし。
- 註8、補任「平戸記」仁治三年三月八日条。終見「吾妻鏡」建長四年正月八日条。「公卿補任」には略伝なし。建長四年十二月四日任右少弁により去任か（「弁官補任」、「職事補任」）。
- 註9、補任「検非違使補任」。去任「職事補任」。「公卿補任」には略伝なし。
- 註10、補任「検非違使補任」。「公卿補任」に三月六日とあるのは誤り。
- 註11、去任「検非違使補任」。「公卿補任」に弘長三年十月二十六日辞権佐とあるのは誤り。
- 註12、補任、在任中出家「検非違使補任」。
- 註13、補任「職事補任」。去任「弁官補任」、「職事補任」。
- 註14、補任、去任「検非違使補任」。「公卿補任」には去任の記載なし。また左衛門権佐とあるのは右の誤り。
- 註15、補任「検非違使補任」。去任「職事補任」。
- 註16、初見「職事補任」。去任「吉統記」文永八年十一月二十九日条。

表⑥

名	家号・称	補任	去任	年齢	在職期間	門流	註
藤原高朝	九条	文永10・5・3任右	文永11・9・21卒		1年4月	勧修寺	1
藤原為方	中御門	文永11・9・10任右	弘安3 去左	20	5年 月	勧修寺	2
藤原雅藤		文永11・10・3任左	建治3・5・14去左	40	2年7月	勧修寺	
平 仲兼		建治3・5・14任左	弘安3・7・11去左	30	3年2月	高棟流	
藤原定光	九条	弘安3・7 任左	弘安6・3・28去左		2年8月	勧修寺	3
藤原顕世	堀川	弘安3・7・11任右	弘安8・3・6去左	29	4年6月	勧修寺	
藤原俊光	日野	弘安6・3・28任右	正応2・12・15去右	24	5年9月	内麿流	
藤原頼藤	葉室	弘安8・3・6任左	弘安8・10・27去左	32	7月	勧修寺	
平 経親		弘安8・10・27任左	正応2・1・13去左	24	3年3月	高棟流	
藤原時経		正応2・1・13任左	正応3・6・8去左		1年5月	勧修寺	4
藤原経守	高倉	正応2・12・15任右	正応4・10・15去左	27	1年10月	勧修寺	
藤原為行	中御門	正応3・6・8任右	正応4・7・29去右		1年1月	勧修寺	
藤原定資	坊城	正応4・10・15任左	永仁5・7・20去左	17	5年9月	勧修寺	
平 忠顕		正応4・10・15任右	永仁5・5・13去右		5年7月	高棟流	5
藤原光方	中御門	永仁5・5・13任右	正安1・9・30去左	18	2年3月	勧修寺	
平 惟輔		永仁5・7・22任左	永仁6・8・28去左	26	1年1月	高棟流	
平 仲高		永仁7・1・24見右	正安2・5・25去左		1年 月	高棟流	6
藤原藤朝		正安1・9・30任右	嘉元3・11・16去左		6年2月	勧修寺	7
藤原資冬	日野	正安3・1・1見右	徳治2・7・29卒		7年	内麿流	8
藤原光経	九条	嘉元3・11・16任左	延慶2・2・19去左	31	3年3月	勧修寺	
藤原長隆	葉室	徳治2・8・4任右	延慶1・12・10去右	22	1年4月	勧修寺	
平 親時		延慶1・12・10任右	延慶4・1・17去左	25	2年2月	高棟流	
藤原資名	日野	延慶2・2・19任右	延慶4・1・17去右	23	1年11月	内麿流	
藤原成隆	葉室	延慶4・1・17任左	正和1・10・12去左	23	1年9月	勧修寺	9
藤原光業	勘解由小路	延慶4・1・17任右	正和2・9・6去左	26	2年8月	内麿流	
平 行高		正和1・10・12任右	正和4・5・18去左	17	2年7月	高棟流	10
平 親賢			正和4・2・21去左			高棟流	11
平 成輔		正和4・5・27見右	文保1・4・8見左	25	2年 月	高棟流	12
藤原経顕	勧修寺	文保1・2・5任右	元応2・3・24去左	20	3年1月	勧修寺	13
藤原経躬	高倉	文保3・3・9見右	元亨1・4・6去右		2年 月	勧修寺	14
藤原経季	中御門	元応カ2・3・24任右		22		勧修寺	15
藤原俊顕	吉田	元応3・1・14見左	元応3・2・22見左			勧修寺	16
藤原長頼	葉室	元亨2・1・26任左				勧修寺	17
平 忠望		元亨3・9・28任左	元亨3・11・5見左			高棟流	18

名	家号・称	補任	去任	年齢	在職期間	門流	註
藤原長光	葉室	元亨4・1・13任右	嘉暦1・12・21去左	16	2年11月	勸修寺	
藤原頭嗣	堀川	元亨4・4・27任右				勸修寺	19
藤原光頭	葉室	正中2・12・18任右	嘉暦1・6・14去右		6月	勸修寺	
藤原冬長	吉田	嘉暦1・6・14任右	嘉暦1 去右カ			勸修寺	20
藤原俊長	甘露寺	嘉暦1・12・21任左	嘉暦2 去左カ			勸修寺	21
藤原房光	日野	嘉暦1・12・21任右	元徳3・3・18去右		3年4月	内膳流	22
藤原為治	中御門	嘉暦2・11・10任左	元徳2・3・1去左		2年4月	勸修寺	
藤原藤長	甘露寺	元徳2・3・1任右	元弘3・11・29去左	12	3年8月	勸修寺	
平行兼	安居院	元徳3・3・18任右	元弘3 去右	16	2年月	高棟流	
藤原範国	岡崎	元弘3 任左				貞嗣流	23
藤原光守	高倉	元弘3・6・8見右				勸修寺	24

- 註1、補任【吉統記】文永十一年五月四日条。在任中卒去【職事補任】。
- 註2、去任【公卿補任】には記載なし。弘安三年二月十六日任右少弁により去任か（【弁官補任】）。
- 註3、補任、去任【勘仲記】弘安六年三月二十九日条。
- 註4、補任【勘仲記】正応二年正月十三日条。在任中出家【職事補任】。
- 註5、補任【実躬卿記】正応四年十月十六日条。去任【職事補任】。
- 註6、初見【雅俊卿記】永仁七年正月二十四日条。転左初見【勘仲記】正安二年正月十八日条。去任【職事補任】。
- 註7、【公卿補任】には去任の記載はないが、嘉元三年十一月十六日四位に叙されるにより去任か。
- 註8、初見【繼塵記】正安三年正月一日条。在任中卒去【職事補任】。
- 註9、去任【花園院宸記】正和元年十月十二日条。【公卿補任】に十一月十二日去任とあるのは誤り。
- 註10、去任【公衡公記】正和四年六月十七日条まで見任として見え、【公卿補任】の記載に不審あり。
- 註11、去任【職事補任】。
- 註12、初見【公衡公記】正和四年五月二十七日条。転左初見【職事補任】。終見【花園院宸記】文保二年四月八日条。【公卿補任】には略伝なし。
- 註13、去任【花園院宸記】元応二年正月二十五日条。【公卿補任】には記載なし。
- 註14、初見【職事補任】。去任【弁官補任】。
- 註15、補任【公卿補任】は元徳二年とするが、元応あるいは元亨の誤りか。
- 註16、初見【繼塵記】元応三年正月十四日条。終見【改元定記】。
- 註17、補任【鎌倉遺文】二七九四七号。
- 註18、補任【花園院宸記】元亨三年九月三十日条。終見【花園院宸記】元亨三年十一月五日条。
- 註19、補任【後光明照院関白記】元亨四年四月二十七日条。
- 註20、補任【職事補任】。同年遷勘解由次官か。
- 註21、補任【繼塵記】嘉暦元年十二月二十二日条（補註1）。
- 註22、初見【資名卿記】元徳元年十二月八日条。去任【弁官補任】、【職事補任】。
- 註23、補任【職事補任】。
- 註24、初見【鎌倉遺文】三二二五〇号